

理事長は、理事に内部監査の担当を命じます。担当者は、内部管理体制の状況等のモニタリングを行い、法令、定款および法人の規定に照らして適正かつ有効に行われていることを確認します。これら内部監査の結果について、内部監査報告書を作成し、理事長に報告します。指摘すべき事項がある場合には、理事長の承認を得たうえで、要改善事項として指摘し、改善実施状況の確認を行います。

社会福祉法人 福祉楽団
理事長 飯田 大輔 殿

監査報告書

私たち監事は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の理事の職務の執行について
監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月21日 社会福祉法人 福祉楽団

監事 柳田 啓 ㊞ 監事 星川 望 ㊞

行政監査の結果

次の事業は改善報告を要する指導項目はありませんでした。※（カッコ）内は対象種別／実施者／実施日

社会福祉法人福祉楽団（社会福祉法人／千葉県／2024年8月29日）、訪問介護ステーション杜の家くりもと（訪問介護／千葉県／2024年7月24日）、訪問介護ステーション杜の家くりもと（居宅介護、重度訪問介護、同行援助／千葉県／2024年7月24日）、デイサービスセンター杜の家くりもと（通所介護／千葉県／2024年7月24日）、デイサービスセンター杜の家くりもと（生活介護／千葉県／2024年7月24日）、特別養護老人ホーム杜の家やしお（特別養護老人ホーム／埼玉県／2024年12月25日）、居宅介護支援センター杜の家やしお（居宅介護支援／八潮市／2024年11月1日）、訪問介護ステーション杜の家なりた（訪問介護／千葉県／2024年7月17日）、デイサービスセンター杜の家なりた（生活介護（共生型生活介護）／千葉県／2024年12月18日）、子どもデイサービスセンター杜の家なりた（放課後等デイサービス／千葉県／2024年7月17日）、訪問介護ステーション地域ケアそうか（居宅介護、同行援助／埼玉県／2024年10月1日）、ケアプランセンター地域ケアそうか（居宅介護支援／草加市／2025年3月14日）、オオバタケ保育所（認可外保育施設／千葉県／2024年7月24日）、ツルガソネ保育所（認可外保育施設／埼玉県／2024年7月16日）、シタカタ保育所（企業主導型保育所／公益財団法人児童育成協会／2024年11月12日）

実施日	2024年10月9日（水）	実施者	公益財団法人児童育成協会
根拠法令	企業主導型保育事業指導・監査等基準	実施場所	ツルガソネ保育所（八潮市鶴ヶ曽根606番1）
対象種別	企業主導型保育所	監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項〔保育関連〕

- 施設内の虐待等、不適切な保育を未然に防止するため、定期的に保育の在り方を点検していないので、全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」などを活用し、早急に対応すること。
- 主たる開所時間において、児童が在園中にもかかわらず、保育従事者が1名で勤務している時間帯（8月9日の7:15～7:25）があったので、常時複数の保育従事者を配置し、配置基準を厳守すること。

▶ 対応結果

人権擁護のためのセルフチェックリストを活用していきます。毎月、月末出勤日にセルフチェックを行います。（実施職員1名分の チェックリストを添付）当該園児は当日、普段とは違う時間帯の利用でした。シフト作成後のダブルチェックを確実に実施し、配置基準を遵守していきます。

実施日	2025年1月8日（水）	実施者	公益財団法人児童育成協会
根拠法令	企業主導型保育事業指導・監査等基準	実施場所	イワベの保育所（香取市岩部869番48）
対象種別	企業主導型保育所	監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項〔保育関連〕

施設内の虐待等、不適切な保育を未然に防止するため、定期的に保育の在り方を点検していないので、全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」などを活用し、早急に対応すること。

▶ 対応結果

毎年2回、「虐待防止」のoff-JTを実施しており、次年度も同様に実施する予定です（開催月未定）。そのタイミングで「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用して保育の在り方の点検を行います。

実施日	2025年2月27日（木）	実施者	香取市
根拠法令	介護保険法第23条	実施場所	はたらくデイ・1K（香取市沢2452番1）
対象種別	認知症対応型通所介護	監査結果	以下のとおり

● 是正または改善を要する事項〔認知症対応型通所介護計画の作成〕

管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。また、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。

▶ 対応結果

通所介護計画においては、サービス提供開始前に必ず同意を得て交付するようにいたします。